

「デジタルコレクション」コンテンツの利用について

公益財団法人瀬戸内市歴史まちづくり財団ホームページの「デジタルコレクション」ページで公開している資料（以下「コンテンツ」）は、非営利目的の利用については、以下の1.～5.に従って、複製、公衆送信等、自由に利用できます。

各作品を尊重し、作者や関係者の尊厳を傷つけるような形で利用しないようお願いします。コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

1. 資料所蔵者もしくは出典の記載について

コンテンツを利用する際は、資料の所蔵者（瀬戸内市）もしくは出典を記載してください。記載方法の例は以下のとおりです。なお、コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。

（記載例）

- ・（資料の所蔵表記）瀬戸内市蔵
- ・ 出典：（公財）瀬戸内市歴史まちづくり財団 HP
- ・ 出典：（公財）瀬戸内市歴史まちづくり財団 HP ※一部加工

営利目的で印刷物等に掲載する場合は、瀬戸内市の「資料の閲覧等に関する内規」に従ってください。

「資料の閲覧等に関する内規」（PDF） ↓

<https://www.city.setouchi.lg.jp/uploaded/attachment/116827.pdf>

「資料閲覧・掲載等申請様式」はこちらをご確認ください ↓

<https://www.city.setouchi.lg.jp/site/shinsei-youshiki/>

【申請・問い合わせ先】

瀬戸内市産業建設部文化観光課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

電話番号：0869-22-3953 ファクシミリ：0869-22-3965

2. 第三者の権利を侵害しないようにしてください

第三者（瀬戸内市および当財団以外の者）が著作権や著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

3. 準拠法と合意管轄について

本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、岡山地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

4. 免責について

当財団は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

5. その他

本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。本利用ルールは、2024年4月1日に定めたものです。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。